

# 令和4年度沖縄県クリーニング師試験合格者

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和4年9月10日に実施した令和4年度沖縄県クリーニング師試験の合格者は、次のとおりである。

令和4年9月26日

沖縄県知事 玉城 康裕

## 受験番号

101	201	202	203	301
303	304	501	601	701
702				

※合格者には合格通知書を受験願書記載の住所に郵送しています

## クリーニング師免許証の交付申請について

### 1 手続き方法

クリーニング師免許交付申請書(合格通知書と一緒に郵送されます)に下記の添付書類を添えて住所地を管轄する保健所の生活環境班(生活衛生班)に提出してください。

### 2 添付書類

- (1) 合格通知書の写し(郵送されます)
- (2) 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し  
(クリーニング師試験の申込時から氏名又は本籍に変更がある場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本)  
(住民票は本籍地の記載があるもの、かつ個人番号(マイナンバー)の記載がないものを添付してください。)
- (3) 医師の健康診断書  
(診断書には必ず、結核及び皮膚疾患等の有無について証明があること)
- (4) 業務を行おうとする場所を記載した書類(様式自由)
- (5) 沖縄県収入証紙5,600円  
(銀行または各保健所内食品衛生協会窓口で購入できます)

### 3 クリーニング師免許申請について

クリーニング師試験に合格しても免許証の交付を受けなければクリーニング師としての資格を取得したことになりません。早めに免許申請を行って下さい。